

審決

不服2014- 25182

大韓民国, ソウル, マポング, ソギョードン 362-6, デチュン ビルディング, 6エフ
請求人 ビズモードライン カンパニー リミテッド

東京都港区北青山1-4-6 246青山3階 山田国際特許事務所
代理人弁理士 山田 くみ子

特願2012-558060「モバイル決済」拒絶査定不服審判事件〔平成23年 9月29日国際公開、WO2011/118899、平成25年 6月13日国内公表、特表2013-522755〕について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

第1. 手続の経緯

本願は、平成22年11月29日を国際出願日（優先権主張日：2010年3月25日、米国）とする出願であって、平成26年1月6日付けで拒絶理由通知がなされ、平成26年3月28日付けで意見書の提出とともに手続補正がなされたが、平成26年8月7日付けで拒絶査定がなされ、これに対して平成26年12月9日付けで拒絶査定不服審判請求がなされるとともに同日付けで手続補正がなされたものである。

第2. 平成26年12月9日付の手続補正についての補正却下の決定

[補正却下の決定の結論]

平成26年12月9日付の手続補正を却下する。

[理由]

1. 本願発明と補正後の発明

平成26年12月9日付け手続補正書による補正（以下、「本件補正」という。）は、平成26年3月28日付け手続補正書により補正された特許請求の範囲を、

「【請求項1】

コンピューティングデバイスにおいて決済取引を処理するための方法であって、

購入者端末の識別番号を有する購入者情報と、支払者端末の識別番号を有する支払者情報とを関連付けることと、

前記購入者情報を含む決済要求を前記コンピューティングデバイスで購入者から受信することと、

前記支払者情報は支払者の決済口座情報又はクレジットカード情報を有する決済情報に含まれており、前記購入者情報に関連付けされた決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在するかどうかを判定することと、

前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在すると判定された後、支払者の決済口座又はクレジットカードを用いた決済要求に対応する決済取引を承認することを要求するメッセージを、支払者端末へ送信することと、

前記決済要求に対応する決済取引を承認するためのパスワードを含む許可応答を前記支払者端末から受信することと、

前記支払者端末から許可応答を受信すると、前記決済要求が決済条件を満たすかどうかを判定することと、

前記決済要求が前記決済条件を満たすときに、前記決済情報を用いて前記決済取引を実行することで前記コンピューティングデバイスで前記決済取引を処理することを含む、方法。

【請求項2】

前記決済取引を処理することは、前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在しないと判定される場合に、前記決済要求を拒否することをさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記決済要求に対応する前記決済取引を承認することを要求するメッセージは、購入者端末を特定する情報と前記決済要求で前記購入者端末が要求した決済の額を含む請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記決済取引を処理することは、前記決済要求が前記決済条件を満たさないときに前記決済要求を拒否することをさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記決済条件が、1回の決済可能額、ひと月の決済可能額、および決済期間のうちの少なくとも1つを含む請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記決済要求が、前記コンピューティングデバイスで前記購入者から無線で受信される請求項1に記載の方法。

【請求項7】

購入者情報を含む決済要求を購入者端末から受信するように構成された受信機と、

前記購入者端末の識別番号を有する購入者情報に関連付けされ、支払者端末の識別番号を有する支払者情報と、支払者の決済口座情報又はクレジットカード情報とを有する決済情報を受信および／または記憶するように構成されたデータベースと、前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記データベースに存在するかどうかを判定するように構成されたプロセッサと、

前記プロセッサが前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記データベースに存在すると判定した後、支払者の決済口座又はクレジットカードを用いた決済要求に対応する決済取引を承認することを要求するメッセージを前記支払者端末へ送信し、前記決済要求に対応する決済取引を承認するためのパスワードを含む許可応答を前記支払者端末から受信すると前記決済要求に許可を与えるように構成されたオーソライザとを含み、

前記プロセッサは、前記オーソライザが前記支払者端末から許可応答を受信すると、前記決済要求が決済条件を満たすかどうかを判定し、前記決済要求が前記決済条件を満たすときに、前記決済情報を用いて前記決済取引を処理するように構成される、システム。

【請求項8】

前記プロセッサが、前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記データベースに存在しないと判定される場合に、前記決済要求を拒否するようにさらに構成される請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記オーソライザが送信する決済取引を承認することを要求するメッセージは、購入者端末を特定する情報と前記決済要求で前記購入者端末が要求した決済の額とを含む請求項7に記載のシステム。

【請求項10】

前記プロセッサが、前記決済要求が前記決済条件を満たさないときに前記決済要求を拒否するように構成される請求項7に記載のシステム。

【請求項11】

前記決済条件が、1回の決済可能額、ひと月の決済可能額、および決済期間のうちの少なくとも1つを含む請求項7に記載のシステム。」

から、

「【請求項1】

コンピューティングデバイスにおいて決済取引を処理するための方法であって、

購入者端末の識別番号を有する購入者情報と、支払者端末の識別番号を有する支払者情報とを関連付けることと、

前記購入者情報を含む決済要求を前記コンピューティングデバイスで購入者から受信することと、
前記支払者情報は支払者の決済口座情報又はクレジットカード情報を有する決済情報に含まれており、前記購入者情報に関連付けされた決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在するかどうかを判定することと、
前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在すると判定された後、支払者の決済口座又はクレジットカードを用いた決済要求に対応する決済取引を承認することを要求するテキストメッセージまたはSMSメッセージを、支払者端末へ送信することと、
前記決済要求に対応する決済取引を承認するためのパスワードを含むテキストメッセージまたはSMSメッセージである許可応答を前記支払者端末から受信することと、
前記支払者端末から許可応答を受信すると、前記決済要求が決済条件を満たすかどうかを判定することと、
前記決済要求が前記決済条件を満たすときに、前記決済情報を用いて前記決済取引を実行することで前記コンピューティングデバイスで前記決済取引を処理することを含む、方法。

【請求項2】

前記決済取引を処理することは、前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在しないと判定される場合に、前記決済要求を拒否することをさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記決済要求に対応する前記決済取引を承認することを要求するメッセージは、購入者端末を特定する情報と前記決済要求で前記購入者端末が要求した決済の額を含む請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記決済取引を処理することは、前記決済要求が前記決済条件を満たさないときに前記決済要求を拒否することをさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記決済条件が、1回の決済可能額、ひと月の決済可能額、および決済期間のうちの少なくとも1つを含む請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記決済要求が、前記コンピューティングデバイスで前記購入者から無線で受信される請求項1に記載の方法。

【請求項7】

購入者情報を含む決済要求を購入者端末から受信するように構成された受信機と、
前記購入者端末の識別番号を有する購入者情報に関連付けされ、支払者端末の識別番号を有する支払者情報と、支払者の決済口座情報又はクレジットカード情報とを有する決済情報を受信および／または記憶するように構成されたデータベースと、
前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記データベースに存在するかどうかを判定するように構成されたプロセッサと、
前記プロセッサが前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記データベースに存在すると判定した後、支払者の決済口座又はクレジットカードを用いた決済要求に対応する決済取引を承認することを要求するテキストメッセージまたはSMSメッセージを前記支払者端末へ送信し、
前記決済要求に対応する決済取引を承認するためのパスワードを含むテキストメッセージまたはSMSメッセージである許可応答を前記支払者端末から受信すると
前記決済要求に許可を与えるように構成されたオーソライザとを含み、
前記プロセッサは、前記オーソライザが前記支払者端末から許可応答を受信すると、前記決済要求が決済条件を満たすかどうかを判定し、前記決済要求が前記決済条件を満たすときに、前記決済情報を用いて前記決済取引を処理するように構成される、システム。

【請求項8】

前記プロセッサが、前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記データベースに存在しないと判定される場合に、前記決済要求を拒否するようにさらに構成される請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記オーソライザが送信する決済取引を承認することを要求するメッセージ

は、購入者端末を特定する情報と前記決済要求で前記購入者端末が要求した決済の額とを含む請求項7に記載のシステム。

【請求項10】

前記プロセッサが、前記決済要求が前記決済条件を満たさないときに前記決済要求を拒否するように構成される請求項7に記載のシステム。

【請求項11】

前記決済条件が、1回の決済可能額、ひと月の決済可能額、および決済期間のうちの少なくとも1つを含む請求項7に記載のシステム。」と補正するものである。なお、下線は補正箇所を示すものとして請求人が付与したものである。

2. 補正の目的について

本件補正後の請求項1及び請求項7において、「決済取引を承認することを要求するテキストメッセージまたはSMSメッセージ」とする補正は、補正前の「決済取引を承認することを要求するメッセージ」が「テキストメッセージまたはSMSメッセージ」であることの限定を加えるものである。

また、本件補正後の請求項1及び請求項7において、「決済取引を承認するためのパスワードを含むテキストメッセージまたはSMSメッセージである許可応答」とする補正は、補正前の「決済取引を承認するためのパスワードを含む許可応答」が「テキストメッセージまたはSMSメッセージ」であることの限定を加えるものである。

よって、上記請求項1及び請求項7についての補正は、いずれも特許法第17条の2第5項第2号に掲げる特許請求の範囲の減縮を目的とするものに該当する。

3. 独立特許要件について

本件補正は特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるから、本件補正後の請求項1に係る発明（以下、「本件補正発明」という。）が特許法第17条の2第6項において準用する同法第126条第7項の規定に適合するか（特許出願の際独立して特許を受けることができるものであるか）について以下に検討する。

(1) 引用例

(1-1) 原査定¹の拒絶の理由に引用された特開2006-293500号公報（以下、「引用例1」という。）には、図面とともに、次の事項が記載されている。なお、下線は当審において付与したものである。

(a) 「【特許請求の範囲】

【請求項1】

決済手段の所有者からの要求に基づいて当該決済手段の利用を許可する第三者のモバイル端末の識別子を登録する登録部と、

モバイル端末からの決済手段の利用認証要求に基づき、登録されている上記第三者のモバイル端末であることを確認し、確認できた場合に利用認証を行う情報処理部とを備えたことを特徴とする決済サービスサーバ。

【請求項2】

上記登録部はモバイル端末の識別子とともに上限金額を登録し、
上記情報処理部は利用金額が上記上限金額以内であることを確認することを特徴とする請求項1に記載の決済サービスサーバ。」

(b) 「【0027】

図2はデータベース51に格納される決済手段データの例を示す図であり、「登録No.」、「登録日時」、「決済手段No.」（クレジット番号等）、「決済手段所有ユーザ」（電話番号等のモバイル端末の識別子）、「メールアドレス」を含んでいる。

【0028】

図3はデータベース51に格納される許可ユーザデータの例を示す図であり、「許可No.」、「登録日時」、「決済手段所有ユーザ」、「許可ユー

「利用金額」（上限金額）、「オーソリ状態」（決済認証サーバによる認証確認状態）を含んでいる。」

（c）「【0033】

図7において、決済サービスサーバ5には予め決済手段1を所有するユーザ2Aの決済手段1についての情報が決済手段データとして登録されているものとする。決済手段1を所有するユーザ2Aは自己のモバイル端末3Aから決済サービスサーバ5にアクセスし、ユーザ2Bの所有しているモバイル端末3Bに決済手段1の利用を許可するよう要求する（ステップS101）。この利用許可と併せて上限金額の設定を要求することもできる。この際、決済サービスサーバ5では認証部52によってモバイル端末3Aが正当なものであるか否かを認証し、正当である場合には登録部53によりデータベース51にユーザ2Bおよびモバイル端末3Bを許可ユーザデータとして登録する。

【0034】

その後、ユーザ2Bは自己のモバイル端末3Bよりショップサーバ6にアクセスし、購入希望の商品を選択した上で、ユーザ2A名義の決済手段1を用いての決済を選択する（ステップS102）。

【0035】

この際、ユーザ2Bのモバイル端末3Bから決済サービスサーバ5に対して決済手段1の利用認証の要求を行う（ステップS103）。決済サービスサーバ5はアクセスしてきた端末が登録されているモバイル端末3Bであるか認証した後、ユーザ2Bの利用履歴および利用限度額を呼び出す。

【0036】

次いで、決済サービスサーバ5はショップサーバ6に対してユーザ2Bの選択した商品に関する注文データを要求し、これを取得する（ステップS104）。

【0037】

決済サービスサーバ5は、利用履歴および上限金額と選択された商品の金額を照会し、モバイル端末3Bに対して注文確認し（ステップS105）、ユーザ2Bはこれを確認した上で注文を要求する（ステップS106）。これに応じて決済サービスサーバ5はショップサーバ6に対し注文予約を行い（ステップS107）、決済サービスサーバ5はモバイル端末3Bに対して注文予約完了通知を行う（ステップS108）。

【0038】

その後、決済サービスサーバ5は決済手段1の所有者であるユーザ2Aのモバイル端末3Aに対して決済要求を通知する（ステップS109）。モバイル端末3Aでは、この通知を確認した上で問題がなければ注文内容および決済方法を確認する（ステップS110）。

【0039】

決済サービスサーバ5は、決済認証サーバ7に対しユーザ2Aの所有する決済手段1のオーソリを要求し（ステップS111）、決済認証サーバ7からオーソリの応答を受けると（ステップS112）、モバイル端末3Aに対して決済結果を通知する（ステップS113）。また、決済サービスサーバ5はショップサーバ6に対して決済結果を通知し（ステップS114）、モバイル端末3Bに対して注文予約した商品の決済結果を通知する（ステップS115）。そして、ショップサーバ6はモバイル端末3Bに対し、注文した商品情報およびステータスを通知する（ステップS116）。

【0040】

このように、本発明の第1の実施形態では、クレジットカード等の決済手段を持たないユーザ2Bとクレジットカード等の決済手段1を保有し購入決済が可能なユーザ2Aにおいて、ユーザ2Aはユーザ2Bの購入した商品の決済（支払い）を行う形態をとる。また、ユーザ2Aはユーザ2Bの利用可能額を設定することが可能であり、ユーザ2Bはユーザ2Aに許可された金額の商品をインターネット上のショップサーバ6から購入できるが、この時、商品購入の最終決済（確認）はユーザ2Aが行う。例えば、クレジットカードを持たない子（未成年者）に対し、クレジットカードを保有する親が「今月は3千円まで購入して良い」という権利を子に付与しておく。子は、インターネット上の商品サイトから3千円まで購入することが可能であるが、購入決済の最終確認は親が実施する形となる。3千円までの商品購入に

向けて、商品選択や送付先の入力などは子を実施し、購入決済を親が実施することが可能となる。」

(d) 【図2】には、決済手段データに、決済手段No.、及び、決済手段所有ユーザの番号、メールアドレスが対応付けられて格納されることが、図示されている。

(e) 【図3】には、許可ユーザデータに、「090-5689-1234」等の決済手段所有ユーザの番号、「090-4567-1234」等の許可ユーザの番号、及び、利用金額が対応付けられて格納されることが、図示されている。

(f) 【図7】には、S109において、決済サービスサーバ5からモバイル端末3Aへ決済要求を通知し、S110において、モバイル端末3Aから決済サービスサーバ5へ注文確認を通知する工程を含んだシーケンス図が、図示されている。

(1-2) 以上の記載によれば、引用例1には次のことが記載されている。

(ア) 上記(c)の段落【0033】には、決済手段1を所有するユーザ2Aは自己のモバイル端末3Aから決済サービスサーバ5にアクセスし、ユーザ2Bの所有しているモバイル端末3Bに決済手段1の利用を許可するよう要求し、登録部53によりデータベース51にユーザ2Bおよびモバイル端末3Bを許可ユーザデータとして登録することが記載されている。

また、上記(b)の段落【0028】及び上記(e)には、データベース51に格納される許可ユーザデータに、決済手段ユーザの番号と許可ユーザの番号が対応付けられて格納されることが記載されており、決済手段ユーザの番号の一例である「090-5689-1234」及び許可ユーザの番号「090-4567-1234」が、電話番号を表すことは明らかである。

よって、ここには、決済サービスサーバ5は、決済手段を所有するユーザ2Aからの要求に基づいて、登録部53によりデータベース51に、ユーザ2Aのモバイル端末3Aの電話番号およびユーザ2Bのモバイル端末3Bの電話番号を許可ユーザデータとして登録することが記載されているといえる。

(イ) 上記(b)の段落【0027】及び上記(d)には、データベース51に、クレジット番号等の決済手段No.、決済手段所有ユーザの電話番号、上限金額、メールアドレスが対応付けられた決済手段データが格納されることが記載されている。

(ウ) 上記(c)の段落【0035】、【0037】には、ユーザ2Bのモバイル端末3Bから決済サービスサーバ5に対して決済手段1の利用認証の要求を行い、決済サービスサーバ5はアクセスしてきた端末が登録されているモバイル端末3Bであるか認証した後、ユーザ2Bの利用履歴および利用限度額を呼び出し、

決済サービスサーバ5は、利用履歴および上限金額と選択された商品の金額を照会し、モバイル端末3Bに対して注文確認し、ユーザ2Bはこれを確認した上で注文を要求することが記載されている。

(エ) 上記(c)の段落【0038】-【0039】には、その後、決済サービスサーバ5は決済手段1の所有者であるユーザ2Aのモバイル端末3Aに対して決済要求を通知し(ステップS109)、モバイル端末3Aでは、この通知を確認した上で問題がなければ注文内容および決済方法を確認し(ステップS110)、決済サービスサーバ5は、決済認証サーバ7に対しユーザ2Aの所有する決済手段1のオーソリを要求し(ステップS111)、決済認証サーバ7からオーソリの応答を受けると(ステップS112)、モバイル端末3Aに対して決済結果を通知する(ステップS113)ことが記載されている。

また、上記(f)には、ステップS110において、モバイル端末3Aから決済サービスサーバ5へ注文確認を通知することが図示されていることか

ら、ステップS 110では、注文内容および決済方法に問題がないことを示す注文確認を、決済サービスサーバ5へ通知するものといえる。

よって、ここには、その後、決済サービスサーバ5は決済手段1の所有者であるユーザ2Aのモバイル端末3Aに対して決済要求を通知し、モバイル端末3Aでは、この通知を確認した上で問題がなければ、注文内容および決済方法に問題がないことを示す注文確認を決済サービスサーバ5へ通知し、決済サービスサーバ5は、決済認証サーバ7に対しユーザ2Aの所有する決済手段1のオーソリを要求し、決済認証サーバ7からオーソリの応答を受けると、モバイル端末3Aに対して決済結果を通知することが記載されているといえる。

(オ) 上記(a)の【請求項2】には、決済サービスサーバは、上限金額を設定し、利用金額が上限金額以内であることを確認することが記載されている。

また、上記(c)の段落【0040】には、ユーザ2Aはユーザ2Bの利用可能額を設定することが可能であり、ユーザ2Bはユーザ2Aに許可された金額の商品を購入できるが、商品購入の最終確認はユーザ2Aが行うことが記載されている。

よって、ここには、ユーザ2Aはユーザ2Bの上限金額を設定することが可能であり、決済サービスサーバは、ユーザ2Bの利用金額が上限金額以内であることを確認し、許可された金額の商品は購入できるが、商品購入の最終確認はユーザ2Aが行うことが記載されているといえる。

(カ) 以上のことから、引用例1には、次の発明(以下、「引用発明」という。)が記載されている。

「決済サービスサーバ5は、決済手段を所有するユーザ2Aからの要求に基づいて、登録部53によりデータベース51に、ユーザ2Aのモバイル端末3Aの電話番号およびユーザ2Bのモバイル端末3Bの電話番号を許可ユーザデータとして登録し、

また、データベース51には、クレジット番号等の決済手段No.、決済手段所有ユーザの電話番号、上限金額、メールアドレスが対応付けられた決済手段データが格納され、

ユーザ2Bのモバイル端末3Bから決済サービスサーバ5に対して決済手段1の利用認証の要求を行い、決済サービスサーバ5はアクセスしてきた端末が登録されているモバイル端末3Bであるか認証した後、ユーザ2Bの利用履歴および利用限度額を呼び出し、

決済サービスサーバ5は、利用履歴および上限金額と選択された商品の金額を照会し、モバイル端末3Bに対して注文確認し、ユーザ2Bはこれを確認した上で注文を要求し、

その後、決済サービスサーバ5は決済手段1の所有者であるユーザ2Aのモバイル端末3Aに対して決済要求を通知し、モバイル端末3Aでは、この通知を確認した上で問題がなければ、注文内容および決済方法に問題がないことを示す注文確認を決済サービスサーバ5へ通知し、決済サービスサーバ5は、決済認証サーバ7に対しユーザ2Aの所有する決済手段1のオーソリを要求し、決済認証サーバ7からオーソリの応答を受けると、モバイル端末3Aに対して決済結果を通知する方法であって、

更に、ユーザ2Aはユーザ2Bの上限金額を設定することが可能であり、決済サービスサーバは、ユーザ2Bの利用金額が上限金額以内であることを確認し、許可された金額の商品は購入できるが、商品購入の最終確認はユーザ2Aが行うこと。」

(1-3) 原査定の拒絶査定に周知例として引用された特開2002-189971号公報(以下、「周知例1」という。)には、図面とともに、次の事項が記載されている。なお、下線は当審において付与したものである。

(g) 「【0134】流れF29で、図7に示した第2金額上限B44の内容を参照して、クレジットユーザがより高額な買い物をしているかどうかのチェックを行う。不正利用者は、宝石などの換金しやすい非常に高額な買い物を行うのが通常であり、この習性に基づいて、本実施形態では5万円以上の買い物に第1携帯電話が使われた場合、流れF30以降の第2携帯電話を

用いた認証処理を実施する。

【0135】流れF30にて、クレジット会社サーバB34で記憶している第2携帯電話の電話番号B47をデータ通信回線網経由で呼び出し、流れF31で第2携帯電話を保持しているクレジットユーザ以外の承認者が暗証番号入力処理を行う。この承認者は、クレジットユーザの同居者（たとえば、クレジットユーザが母親とすると承認者は父親）でもよく、また、弁護士などがサービスの一環として行ってもよい。

【0136】本実施形態では、この承認者は第2の携帯電話を使って認証行為を行うが、他の実施形態として、据え置きタイプの電話機を使用してもよく、またネットワーク接続されたパーソナルコンピュータを使用してもよい。

【0137】流れF32にて、第2携帯電話B33で入力した暗証番号とカード会社サーバB34が記憶している暗証番号B48との一致を検出し、一致していれば認証処理を完了し、流れF33で許可連絡をクレジット会社サーバB34からPOSシステムB31に対して行う。

【0138】不一致ならば、カードの不正利用と判断し、流れF35で異常連絡を行い、流れF36で、不正利用者取締りのため、POSシステムを保持している会社の警備員室へ連絡する。

【0139】流れF33で許可連絡を受けたPOSシステムは、流れF34で認証処理が完了したことを認識した上で、決済の実行を行う。

【0140】以上説明したように、第2の実施形態は、商品の販売を携帯電話のクレジット番号で行うシステムにおいて、クレジット番号の認証を、クレジットユーザが保持している第1携帯電話と承認者による第2携帯電話により暗証番号を入力することにより行うため、非常に安全性の高い認証を行うことを可能とし、携帯電話の紛失、盗難時の不正利用だけでなく、不正組織での不正クレジット番号登録による組織犯罪をも撲滅可能な認証システムを実現している。」

(2) 対比

次に、本件補正発明と引用発明とを対比する。

(ア) 引用発明の「決済サービスサーバ5」は、本件補正発明の「コンピューティングデバイス」に対応している。

また、引用発明のユーザ2Aは決済手段を所有するユーザであり、ユーザ2Bは商品の注文を要求するユーザであるから、引用発明の「ユーザ2Aのモバイル端末3A」は本件補正発明の「支払者端末」に対応し、「ユーザ2Bのモバイル端末3B」は本件補正発明の「購入者端末」に対応する。

(イ) 引用発明は、「決済認証サーバ7に対しユーザ2Aの所有する決済手段1のオーソリを要求し、決済認証サーバ7からオーソリの応答を受けると、モバイル端末3Aに対して決済結果を通知する方法」であるから、「コンピューティングデバイスにおいて決済取引を処理するための方法」である点で、本件補正発明と共通している。

(ウ) 引用発明の「決済サービスサーバ5は、決済手段を所有するユーザ2Aからの要求に基づいて、登録部53によりデータベース51に、ユーザ2Aのモバイル端末3Aの電話番号およびユーザ2Bのモバイル端末3Bの電話番号を許可ユーザデータとして登録し」は、「ユーザ2Aのモバイル端末3Aの電話番号」と「ユーザ2Bのモバイル端末3Bの電話番号」を関連付けて登録するものであるから、「購入者端末の識別番号を有する購入者情報と、支払者端末の識別番号を有する支払者情報とを関連付ける」点で、本件補正発明と共通している。

(エ) 引用発明の「ユーザ2Bのモバイル端末3Bから決済サービスサーバ5に対して決済手段1の利用認証の要求を行い、決済サービスサーバ5はアクセスしてきた端末が登録されているモバイル端末3Bであるか認証した後」は、モバイル端末3Bのユーザ2Bが、決済手段を利用するために、決済サービスサーバに対して登録されているモバイル端末3Bであるかの認証の要求を行うものであり、また、「決済手段1の利用認証の要求」には、決済サービスサーバに登録されているモバイル端末3Bを識別可能な情報であるモバイル端末3Bの電話番号が含まれることは明らかである。

また、「ユーザ2 Bはこれを確認した上で注文を要求し」は、その後、決済サービスサーバはモバイル端末3 Aへ決済要求を送信することから、ユーザ2 Bが決済を要求しているものといえる。

よって、引用発明の「決済手段1の利用認証の要求」及び「ユーザ2 Bはこれを確認した上で注文を要求し」の「注文要求」は、本件補正発明の「購入者情報を含む決済要求」に対応するものであり、引用発明の決済サービスサーバがこれらの要求を受信することは明らかであるから、引用発明の「ユーザ2 Bのモバイル端末3 Bから決済サービスサーバ5に対して決済手段1の利用認証の要求を行い」及び「ユーザ2 Bはこれを確認した上で注文を要求し」は、「購入者情報を含む決済要求をコンピューティングデバイスで購入者から受信する」点で、本件補正発明と共通している。

(オ) 引用発明の「データベース5 1には、クレジット番号等の決済手段No.、決済手段所有ユーザの電話番号、上限金額、メールアドレスが対応付けられた決済手段データが格納され」は、「決済手段所有ユーザの電話番号」と「クレジット番号等の決済手段No.」が「決済手段データ」に含まれることを示すものである。

してみれば、引用発明の「クレジット番号等の決済手段No.」を含んだ「決済手段データ」は本件補正発明の「支払者のクレジットカード情報を有する決済情報」に対応しており、更に、「決済手段所有ユーザの電話番号」が「決済手段データ」に含まれるものであるから、引用発明の「決済手段データ」は、「支払者情報は支払者のクレジットカード情報を有する決済情報に含まれて」いる点で、本件補正発明と共通している。

(カ) 引用発明の「決済サービスサーバ5はアクセスしてきた端末が登録されているモバイル端末3 Bであるか認証した後、ユーザ2 Bの利用履歴および利用限度額を呼び出し、」は、ユーザ2 Bのモバイル端末3 Bの電話番号が許可ユーザデータとして登録されているかを判定することは明らかであるから、「購入者情報に関連付けされた決済情報がコンピューティングデバイスに存在するかどうかを判定する」点で、本件補正発明と共通している。

(キ) 引用発明の「その後、決済サービスサーバ5は決済手段1の所有者であるユーザ2 Aのモバイル端末3 Aに対して決済要求を通知し」は、モバイル端末3 Bの認証処理の後に、クレジット番号等の決済手段No. が登録されたユーザ2 Aのモバイル端末3 Aに対して、決済の要求を行うのであるから、「前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在すると判定された後、支払者のクレジットカードを用いた決済要求に対応する決済取引を承認することを要求するメッセージを、支払者端末へ送信する」点で、本件補正発明と共通している。

(ク) 引用発明の「モバイル端末3 Aでは、この通知を確認した上で問題がなければ、注文内容および決済方法に問題がないことを示す注文確認を決済サービスサーバ5へ通知し、決済サービスサーバ5は、決済認証サーバ7に対しユーザ2 Aの所有する決済手段1のオーソリを要求し、決済認証サーバ7からオーソリの応答を受けると、モバイル端末3 Aに対して決済結果を通知する」は、モバイル端末3 Aから「注文確認」を通知したことにより、決済サービスサーバが決済手段のオーソリを要求するのであるから、決済サービスサーバは、「注文確認」を受信することで、決済取引を承認するための情報を受信しているものといえる。また、決済サービスサーバは、オーソリを要求するために、「決済手段データ」の「クレジット番号等の決済手段No.」を用いることは自明である。

よって、引用発明の上記記載は、「前記決済要求に対応する決済取引を承認するためのメッセージである許可応答を前記支払者端末から受信すること」及び「決済情報を用いて決済取引を実行することでコンピューティングデバイスで決済取引を処理する」点で、本件補正発明と共通している。

(ケ) 以上の(ア)乃至(ク)から、本件補正発明と引用発明は、次の点で一致している。

したがって、本件補正発明と引用発明とは、次の点で一致している。
「コンピューティングデバイスにおいて決済取引を処理するための方法であって、

購入者端末の識別番号を有する購入者情報と、支払者端末の識別番号を有する支払者情報とを関連付けることと、前記購入者情報を含む決済要求を前記コンピューティングデバイスで購入者から受信することと、前記支払者情報は支払者のクレジットカード情報を有する決済情報に含まれており、前記購入者情報に関連付けされた決済情報がコンピューティングデバイスに存在するかどうかを判定することと、前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在すると判定された後、支払者のクレジットカードを用いた決済要求に対応する決済取引を承認することを要求するメッセージを、支払者端末へ送信することと、前記決済要求に対応する決済取引を承認するためのメッセージである許可応答を前記支払者端末から受信することと、前記決済情報を用いて前記決済取引を実行することで前記コンピューティングデバイスで前記決済取引を処理することを含む、方法。」

また、本件補正発明と引用発明は、次の点で相違している。

[相違点 1]

本件補正発明の「決済取引を承認することを要求する」ための「メッセージ」及び「許可応答」は、「テキストメッセージまたはSMSメッセージ」であるのに対し、引用発明の「決済要求」及び「注文確認」は、どのようなメッセージであるのか明らかでない点。

[相違点 2]

本件補正発明の「許可応答」は、「決済取引を承認するためのパスワード」を含んでいるのに対し、引用発明の「注文確認」は、そのようになっていない点。

[相違点 3]

本件補正発明は、「前記支払者端末から許可応答を受信すると、決済要求が決済条件を満たすかどうかを判定」し、「決済要求が決済条件を満たすとき」に決済取引を実行するのに対し、引用発明は、そのようになっていない点。

(3) 当審の判断

(3-1) 相違点 1 について

引用発明のデータベース 51 に格納される「決済手段データ」には、モバイル端末 3A と連絡を取ることが可能な情報として「メールアドレス」が登録されている。そして、電子メールの内容を「テキストメッセージ」として含ませることは普通に行われていることであるから、引用発明において、決済サービスサーバがモバイル端末 3A に対して「決済要求」を通知する際、「テキストメッセージ」を含んだ電子メールを用いて通知することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。更に、その返信として、「テキストメッセージ」を含んだ電子メールを用いて「注文確認」を受け取ることも、当業者であれば容易に想到し得たことである。

また、引用発明のデータベース 51 に格納される「決済手段データ」には、モバイル端末 3A と連絡を取ることが可能な情報として「電話番号」も登録されている。そして、「電話番号」を利用した「SMS メッセージ」を用いて通知を行うことも普通に行われていることであるから、引用発明において、決済サービスサーバがモバイル端末 3A に対して「決済要求」を通知する際、「SMS メッセージ」を用いて通知することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。更に、その返信として、その返信として、「SMS メッセージ」を用いて「注文確認」を受け取ることも当業者であれば容易に想到し得たことである。

(3-2) 相違点 2 について

例えば周知例 1 に、第 1 携帯電話を用いて買い物が行われた際に、クレジット会社サーバから第 2 携帯電話の電話番号を呼び出して、第 2 携帯電話を保持している承認者に暗証番号を入力させ、入力された暗証番号がクレジット会社サーバで記憶されている暗証番号と一致していれば POS システ

ムでの決済を行わせることが記載されているように、携帯端末を用いた買い物における決済の承認を別の端末から行う際に、別の端末から入力された暗証情報を認証して決済を許可することは、決済システムに関する技術分野における周知技術である。

そして、暗証情報としてパスワードを利用することは普通に行われていることであるから、引用発明において周知技術を採用し、ユーザ2 Aが注文内容および決済方法を確認した際に、パスワードを含む「注文確認」をモバイル端末3 Bから決済サービスサーバへ通知する構成とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

(3-3) 相違点3について

引用発明は、「ユーザ2 Aはユーザ2 Bの上限金額を設定することが可能であり、決済サービスサーバは、ユーザ2 Bの利用金額が上限金額以内であることを確認し、許可された金額の商品は購入できるが、商品購入の最終確認はユーザ2 Aが行う」ものであり、ユーザ2 Bが許可された金額の商品だけ購入できるようにするために、決済サービスサーバにおいて、利用金額が上限金額以内であるか否かの確認を行うものである。

そして、許可された金額の商品だけ購入できるようにするためには、利用金額の確認を、決済取引が処理されるオーソリの要求前までのいずれかのタイミングにおいて適宜行えればよいものであるから、モバイル端末3 Aから注文確認した通知を受けた後に、利用金額が上限金額以内であるか否かを判定し、上限金額以内である場合にオーソリを要求する構成とすることは、当業者であれば適宜実施し得る程度の設計的事項である。

(3-4) そして、これらの相違点を総合的に勘案しても、本件補正発明の奏する作用効果は、引用発明の作用効果から予測される範囲内のものにすぎず、格別顕著なものということとはできない。

(4) まとめ

以上のとおりであるから、本願補正発明は、引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許出願の際独立して特許を受けることができないものである。

よって、本件補正は、特許法第17条の2第6項において準用する同法第126条第7項の規定に違反するので、同法第159条第1項で読み替えて準用する同法第53条第1項の規定により却下すべきものである。

第3. 本願発明について

1. 本願の請求項に係る発明について

平成26年12月9日付けの手續補正は上記のとおり却下されたので、本願の請求項1に係る発明（以下、「本願発明」という。）は、平成26年3月28日付け手續補正書により補正された特許請求の範囲の請求項1に記載された事項により特定される、以下のとおりのものである。

「【請求項1】

コンピューティングデバイスにおいて決済取引を処理するための方法であって、

購入者端末の識別番号を有する購入者情報と、支払者端末の識別番号を有する支払者情報とを関連付けることと、

前記購入者情報を含む決済要求を前記コンピューティングデバイスで購入者から受信することと、

前記支払者情報は支払者の決済口座情報又はクレジットカード情報を有する決済情報に含まれており、前記購入者情報に関連付けされた決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在するかどうかを判定することと、

前記購入者情報に関連付けされた前記決済情報が前記コンピューティングデバイスに存在すると判定された後、支払者の決済口座又はクレジットカードを用いた決済要求に対応する決済取引を承認することを要求するメッセージを、支払者端末へ送信することと、

前記決済要求に対応する決済取引を承認するためのパスワードを含む許可応答を前記支払者端末から受信することと、

前記支払者端末から許可応答を受信すると、前記決済要求が決済条件を満た

すかどうかを判定することと、前記決済要求が前記決済条件を満たすときに、前記決済情報を用いて前記決済取引を実行することで前記コンピューティングデバイスで前記決済取引を処理することを含む、方法。」

2. 引用例

原査定 of 拒絶の理由に引用された引用例及びその記載事項は、前記「3. 独立特許要件について」の「(1) 引用例」に記載したとおりである。

3. 対比・判断

本願発明は、前記「3. 独立特許要件について」で検討した本件補正発明から「決済取引を承認することを要求するメッセージ」が「テキストメッセージまたはSMSメッセージ」であるとの構成、及び、「決済取引を承認するためのパスワードを含む許可応答」が「テキストメッセージまたはSMSメッセージ」であるとの構成を省いたものである。

そうすると、本願発明の構成要件を全て含み、さらに他の構成要件を付加したものに相当する本件補正発明が、前記「3. 独立特許要件について」の「(3) 当審の判断」に記載したとおり、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本願発明も、同様の理由により、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

そして、本願発明の作用効果も、引用発明及び周知技術の作用効果から予測される範囲内のものにすぎず、格別顕著なものということとはできない。

4. まとめ

したがって、本願発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないものである。

第4. むすび

以上のとおり、本願発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないものであるから、その余の請求項について検討するまでもなく、本願は拒絶すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年12月22日

審判長	特許庁審判官	金子 幸一
	特許庁審判官	緑川 隆
	特許庁審判官	石川 正二

(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

[審決分類] P18 . 121-Z (G06Q)

出訴期間として90日を附加する。

審判長	特許庁審判官	金子 幸一	8724
	特許庁審判官	石川 正二	8524
	特許庁審判官	緑川 隆	2950